



令和8年4月10日

令和7年度 公立小中学校等における 余裕教室の活用状況について

文部科学省では、公立小中学校等における余裕教室の活用状況等を把握するため「余裕教室活用状況実態調査」を実施しています。

このたび、令和7年5月1日現在の状況を取りまとめましたので、公表します。

余裕教室活用状況実態調査について

1. 調査の概要

- 1) 調査対象： 全国の公立小中学校、義務教育学校
- 2) 調査項目： 余裕教室の数、活用状況
- 3) 調査時点： 令和7年5月1日現在（前回調査は令和3年5月1日時点）

2. 調査結果の概要【資料】

1) 余裕教室の数

- ・ 余裕教室数 74,138 室（前回調査時は 73,247 室（891 室増））
- ・ 余裕教室のうち活用されているもの 72,902 室、約 98.3%
（前回調査時は 72,266 室、約 98.7%）

2) 活用状況

活用されている余裕教室 72,902 室のうち、69,468 室（約 95.3%）が当該学校の施設、3,094 室（約 4.2%）が放課後児童クラブなど学校施設以外、340 室（約 0.5%）が特別支援学校など他の学校の施設に活用されています。

3. 今後の取組等

- ・ 余裕教室の活用事例の紹介を通じて、引き続き余裕教室の活用を図る。

【参考】子供と地域を元気にする余裕教室の活用～余裕教室の活用事例～

https://www.mext.go.jp/content/20241129-mxt_sisetujo-100003147_1.pdf

- ・ 累次の本調査の結果により、全国的・継続的に余裕教室の活用が図られていることが明らかとなった。そのため、本調査の趣旨は概ね達成されたことに鑑み、学校等への調査を精選する観点から、特段の状況変化がない限り、次回以降の調査は行わない。

<担当> 大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

課長 石川 仙太郎（内線 2458）

課長補佐 榎木 渉（内線 2460）

振興地域係長 広瀬 裕三郎（内線 2464）

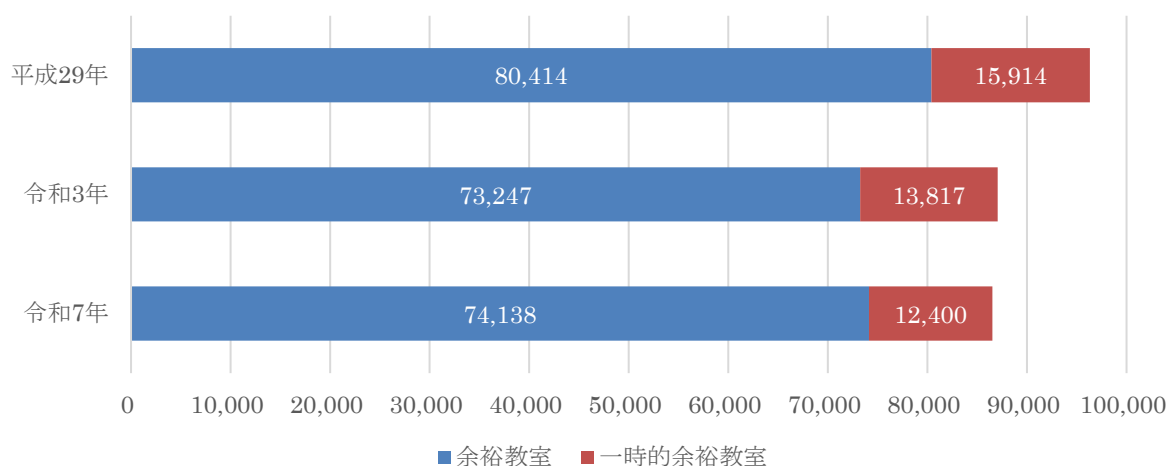
電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2464（直通）

1. 余裕教室と一時的余裕教室について

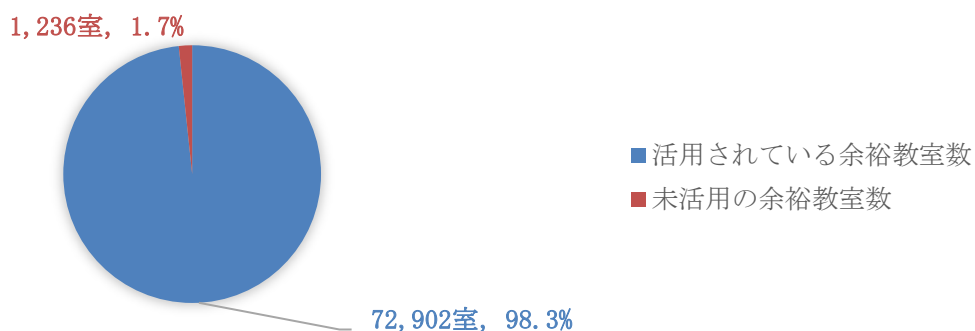
公立小中学校等において、現在普通教室として使用されていない教室は、全国で 86,538 室である。そのうち、「余裕教室」は 74,138 室（約 85.7%）、「一時的余裕教室」は 12,400 室（約 14.3%）である。

※「余裕教室」・「一時的余裕教室」の定義は、【参考2】を参照。

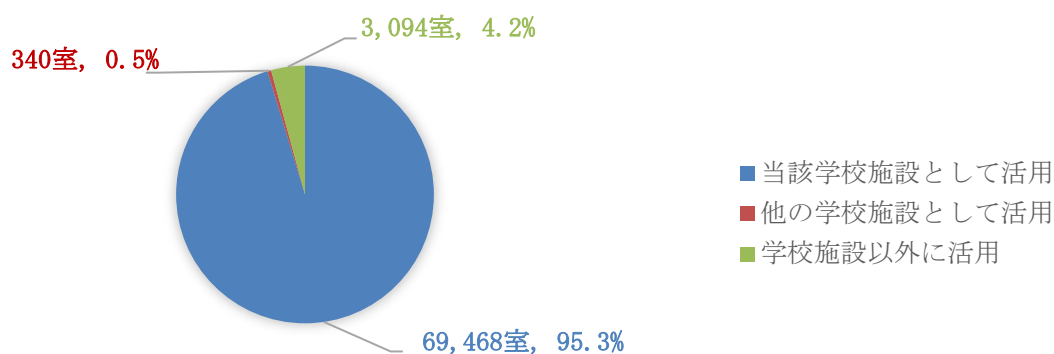


2. 余裕教室の活用状況について

余裕教室 74,138 室のうち、72,902 室（約 98.3%）が活用されており、1,236 室（約 1.7%）が未活用である。

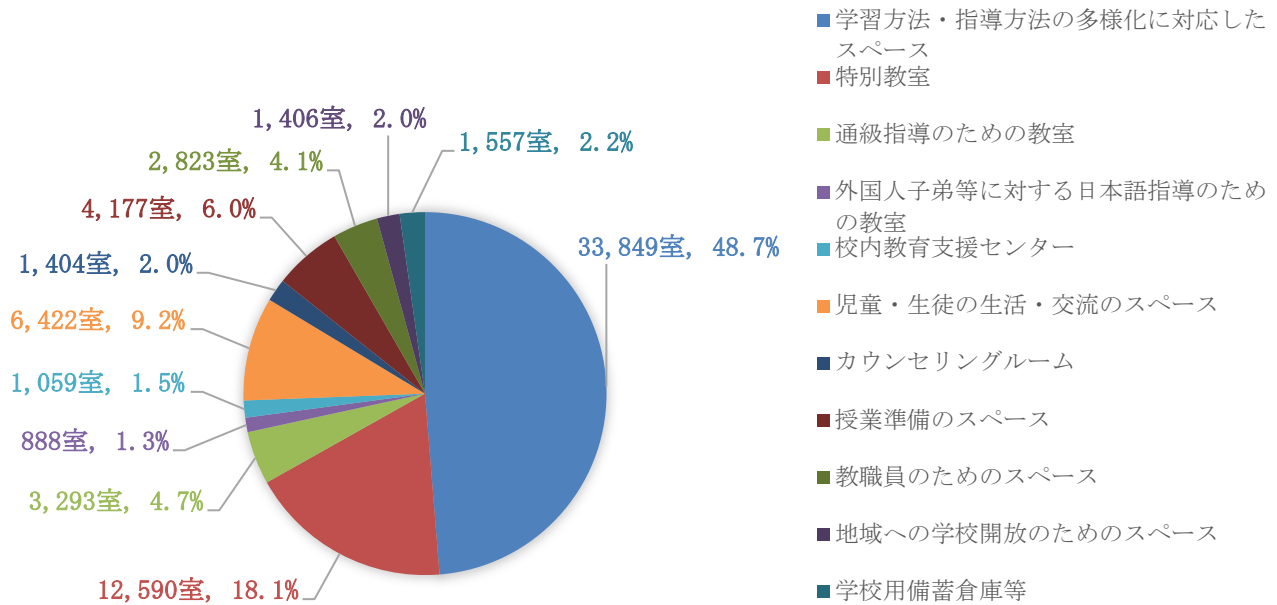


なお、活用されている余裕教室 72,902 室のうち、69,468 室（約 95.3%）が当該学校施設として、340 室（約 0.5%）が他の学校施設として、3,094 室（約 4.2%）が学校施設以外の施設として活用されている。



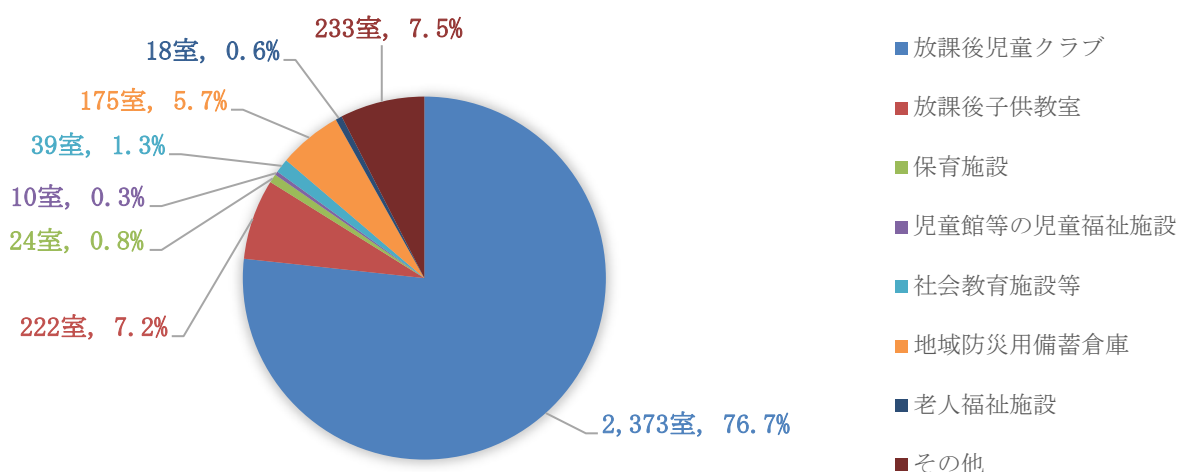
3. 当該学校施設としての活用状況

当該学校施設として活用している余裕教室 69,468 室は、学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース（33,849 室、48.7%）、特別教室（12,590 室、18.1%）、児童・生徒の生活・交流のスペース（6,422 室、9.2%）等、児童・生徒のためのスペースとして多く活用されている。



4. 学校施設以外への活用状況

学校施設以外に活用している余裕教室 3,094 室は、放課後児童クラブ（2,373 室、76.7%）、放課後子供教室（222 室、7.2%）等、放課後の子供の居場所として多く活用されている。



【参考 1】 余裕教室活用状況（学校種別）

学校区分	余裕教室数 (①)	活用教室数 (②)	当該学校施設として活用						他校施設として活用										未活用				
			特別支援学校	夜間中学校	学びの多様な学校	その他の学校	学校施設以外の施設として活用	社会教育施設	地域防災用備蓄倉庫	児童福祉施設 保育施設 児童館等	放課後児童クラブ	放課後子供教室	老人福祉施設	その他	活用計画あり	活用計画なし							
小学校	100.0%	98.4%																	1.6%				
		100.0%	93.4%	0.5%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	6.2%										100.0%	17.2%	82.8%		
	49,139	48,355	45,142	237	164	0	39	34	2,976	34	132	23	10	2,350	221	16	190	784	135	649			
中学校	100.0%	98.2%																	1.8%				
		100.0%	99.1%	0.4%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%										100.0%	10.6%	89.4%		
	24,485	24,050	23,839	102	48	24	14	16	109	5	43	1	0	14	1	2	43	435	46	389			
義務教育学校	100.0%	96.7%																	3.3%				
		100.0%	98.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	1.8%										100.0%	23.5%	76.5%		
	514	497	487	1	0	0	1	0	9	0	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	9	0	0	17	4
合計	100.0%	98.3%																	1.7%				
		100.0%	95.3%	0.5%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	4.2%										100.0%	15.0%	85.0%		
	74,138	72,902	69,468	340	212	24	54	50	3,094	39	175	24	10	2,373	222	18	233	1,236	185	1,051			

	当該学校施設として活用										その他			
	児童・生徒のためのスペース	学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース	特別教室	通級指導の教室	外国人子弟等に対する日本語指導のための教室	校内教育支援センター	児童・生徒の生活・交流のスペース	カウンセリಂಗールーム	授業準備のスペース	教職員のためのスペース	地域への学校開放のためのスペース	学校用備蓄倉庫		
小学校	100.0%	91.5%										8.5%		
	45,142	41,309	20,973	8,697	2,586	716	591	4,004	832	2,910	3,833	1,739	1,016	1,078
中学校	100.0%	91.9%										8.1%		
	23,839	21,908	12,553	3,849	690	164	461	2,383	567	1,241	1,931	1,069	388	474
義務教育学校	100.0%	95.5%										4.5%		
	487	465	323	44	17	8	7	35	5	26	22	15	2	5
合計	100.0%	91.7%										8.3%		
	69,468	63,682	33,849	12,590	3,293	888	1,059	6,422	1,404	4,177	5,786	2,823	1,406	1,557

※ 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、割合の合計は一致しない場合がある。

【参考 2】 「余裕教室」・「一時的余裕教室」の定義

「余裕教室」：現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後 5 年間以内（令和 12 年度中まで）に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室。

「一時的余裕教室」：現在は普通教室として使用されていないが、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後 5 年間以内（令和 12 年度中まで）に、普通教室として使用されることとなると考えられる教室。

※ 「余裕教室」「一時的余裕教室」のいずれも、原則として当該学校の学区域の児童等の人口から機械的に計算して算出。

※ 以下のような特殊要因に該当する場合は、当該要因により変動すると考えられる教室数を考慮の上で算出。

- ・ 集団的な住宅の建設予定等により、児童又は生徒の増加が明らかに見込まれる場合。
- ・ 学校教育法施行令第 9 条第 1 項に定める区域外就学等の届出を行う児童又は生徒が、当該学校の学区域に例年多数存在する場合。
- ・ 学校選択制を導入している場合。
- ・ 特別支援学級の増加または減少を計画している場合。
- ・ その他、当該学校の学区域の児童等の人口と、実際に当該学校に入学する児童又は生徒の数に明らかに乖離がある場合。